

さいたま市 岩槻区選挙管理委員会 告示番号	さいたま市岩槻区選挙管理委員会 告示名	公布年月日
さいたま市 岩槻区選挙管理委員会 告示第39号	さいたま市岩槻区の投票区の区域の一部 を変更する告示	令和6年11月6日

さいたま市岩槻区選挙管理委員会告示第39号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第17条第2項の規定により、さいたま市岩槻区の投票区の区域の一部を次のとおり変更したので、同条第3項の規定により告示する。

令和6年11月6日

さいたま市岩槻区選挙管理委員会委員長 横溝 光 男

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
[略]	[略]	[略]	[略]
投票区	投票区域	投票区	投票区域
[略]	[略]	[略]	[略]
第17投票区	大字尾ヶ崎、大字尾ヶ崎新田、大字釣上 <u>605番地から631番地まで</u> 、 <u>633番地から636番地まで</u> 、 <u>638番地から666番地まで</u> 、 <u>668番地、873番地から876番地まで</u> 、 <u>914番地から929番地まで</u> 、 <u>931番地、955番地から984番地まで</u> 、 <u>992番地から1008番地まで</u> 、 <u>1010番地から1034番地まで</u> 、 <u>1036番地から1043番地まで</u> 、 <u>1045番地から1083番地まで</u> 、 <u>1085番地から1124番地まで</u> 、 <u>1126番地から1150番地まで</u> 、 <u>1152番地から1297番地まで</u> 、 <u>1299番地から1471番地まで</u> 、 <u>1473番地から1522番地まで</u> 、 <u>1568番地から1569番地まで</u> 、 <u>1582番地、1599番地から1600番地まで</u> 、 <u>1606番地、1623番地から1625番地まで</u> 、 <u>1646番地から1647番地まで</u> 、 <u>1657番地から1659番地</u>	第17投票区	大字尾ヶ崎、大字尾ヶ崎新田、大字釣上、 <u>大字釣上新田</u> 、美園東1丁目、美園東2丁目、美園東3丁目

	<u>まで、1675 番地から</u> <u>1677 番地まで、1687 番</u> <u>地、1696 番地、1698 番</u> <u>地から 1699 番地まで、</u> <u>1748 番地、1800 番地、</u> <u>1808 番地、1816 番地、</u> <u>1883 番地、1899 番地、</u> <u>1936 番地、1963 番地、</u> <u>1965 番地から 1977 番地</u> <u>まで、1998 番地、2001</u> <u>番地から 2028 番地ま</u> <u>で、2033 番地から 2042</u> <u>番地まで及び 2050 番</u> <u>地、美園東 1 丁目、美園</u> <u>東 2 丁目、美園東 3 丁目</u>		
[略]	[略]	[略]	[略]
<u>第 28 投票区</u>	<u>大字釣上 1 番地から 286</u> <u>番地まで、290 番地から</u> <u>604 番地まで、667 番</u> <u>地、669 番地から 872 番</u> <u>地まで、877 番地から</u> <u>913 番地まで、930 番</u> <u>地、932 番地から 954 番</u> <u>地まで、985 番地から</u> <u>991 番地まで、1009 番</u> <u>地、1035 番地、1044 番</u> <u>地、1084 番地、1125 番</u> <u>地、1910 番地から 1917</u> <u>番地まで、1919 番地か</u> <u>ら 1935 番地まで、1937</u> <u>番地から 1962 番地ま</u> <u>で、1964 番地、1978 番</u> <u>地から 1997 番地まで及</u> <u>び 1999 番地から 2000</u> <u>番地まで、大字釣上新田</u>		
[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 7 年 3 月 3 日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後のさいたま市岩槻区の投票区及びその区域は、この告示の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この告示の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。